

**乳幼児(社会保険分)、心身障害者、母子・父子家庭  
医療費助成制度の登録(更新)手続きをお忘れなく!!**

乳幼児(社会保険分)、心身障害者、母子・父子家庭の次の方々に、病院にかかる費用の一部を助成する制度があります。

なお、現在登録をし助成されている方(母子・父子家庭医療費助成者を除く)は、昨年からの受給者の利便を考え更新手続きをなくし、郵送で新しい受給者証を送付いたします。(9月下旬ごろの予定です。)

ただし、次の方は更新手続きが必要となります。

- ①平成14年1月1日現在、ほかの市町村に居住していた方
- ②健康保険証が変わった方(9月中旬に対象となる家庭に通知いたします。)

なお、いずれの制度も所得制限がありますが、詳しくは市福祉事務所社会福祉係(☎22-1400)までお問い合わせください。

**■乳幼児医療費助成制度が変わります!**

(社会保険分)

外来は1歳拡大して0歳から4歳未満までとし、入院については0歳から小学校就学前までに拡大します。

**■心身障害者医療費助成制度**

①身体障害者手帳「1級」「2級」および「内部障害の3級」をお持ち

ちの方

- ②療育手帳「A」をお持ちの方
- ③特別児童扶養手当の障害程度が「1級」に該当する方
- ④職親に委託されている療育手帳「B」に該当する方

●母子・父子家庭医療費助成制度  
●対象 母子または父子家庭の母または父と、現に扶養している子供が18歳の年度末まで。

\*更新の手続きを今年度は次の日程で行います。(9月中旬、対象となる家庭に通知します。)

○日時 9月25日(水)・26日(木)

○必要なもの

- ①印鑑
- ②現在使用している受給者証
- ③健康保険証
- ④振込銀行通帳
- ⑤医療費受給資格更新申請書

この助成制度は、10月入院分より食事療養費が助成対象から除かれ、医療費のみの助成になりますので、ご注意ください。



**国民健康保険  
被保険者証の更新について**

国保加入者の皆さんが現在使用している国民健康保険証の有効期限は9月末日までとなっていますので、新しい保険証を9月末に郵送いたします。

今お使いの保険証は、有効期限が過ぎましたら保険課(健康センター内)、または最寄りの事務連絡所・公民館へお越しの際にお返しください。

なお、市では乳幼児医療の対象者を1歳拡大して4歳未満としました。お子さんのいる世帯で次の表に該当される方には乳幼児医療費助成受給者証を同封いたしますが、該当される方で送付されない場合や詳しいことについては保険課(☎22-1361)までお問い合わせください。

乳幼児医療費所得制限基準表

| 扶養親族等の数 | 所得額     |
|---------|---------|
| 0人      | 3,401千円 |
| 1       | 3,781   |
| 2       | 4,161   |
| 3       | 4,541   |

また、保険証カバーについては、処分による環境への負荷を考慮し、汚れたり壊れたりして新しいカバーが必要となった方だけにお渡しすることといたしましたので、必要な方のみ、保険証をお返しの際にお申し出ください。

**9月9日は「救急の日」です  
〜頼りになるのは、近くに居合わせた「あなた」です〜**

一人でも多くの命を救うため、誰にでも実施しやすい手技となつた救命手当を身につけましょう。

**■応急手当講習**

- 消防署では、一般市民や事業所などを対象に応急手当の講習を実施しています。
- 救急講習(1〜2時間)
- 普通救命講習(3時間)
- 上級救命講習(8時間)

普通救命講習・上級救命講習修了者には修了証が交付されます。

☎白石消防署救急係  
☎25-22259

**■消防テレフォンサービスのご案内**

災害時の問い合わせ・消防ニュースなどに消防テレホンサービスをご利用ください。携帯電話からも利用可能です。

☎0180-992-1123

**福祉プラザ「やまぶき」をご利用ください!**

一般利用(有料)や障害を持つ方の交流、各種社会福祉活動などにご利用ください。減免制度もあります。

○ふれあい室 集会、会議などにご利用ください。

○陶芸工房 電気窯、土練機、ろくろなど各種陶芸機器が揃えています。

**■障害者定例相談会を実施しています**

●対象 知的、身体に障害がある方またはその家族や友人など

●相談内容 どんなささいなことでも相談に応じます。

●相談日時 毎月第2、第4水曜日 13時〜15時

●申し込み・問い合わせ  
福祉プラザやまぶき ☎26-2243

**市民課からのお知らせ**

先にお知らせしました「住民票コード」につきまして、圧着はがきを利用して郵送したところ、一部の方から透けて見えるなどのご指摘がありました。

秘密の保持には郵便局と調整を図り万全を尽くしましたが、情報漏れなどでご心配の方は、番号を変更することができまので、市民課までお問い合わせください。

☎市民課 ☎22-1312